

『日進市環境基本計画』

計画策定の基本的考え方

平成13年4月 産業環境部 水と緑の課

1 計画の背景と目的

今日の都市・生活型公害や廃棄物などの地域環境の問題と地球温暖化などの地球環境問題は、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄、果ては大量リサイクル型の経済社会システムや浪費型のライフスタイルが共通の要因となっています。こうした環境問題に対処するためには、従来の規制的手法を中心とした政策体系では不十分であり、今日の経済社会システムのあり方そのものを見直し、経済的な手法を組み合わせるなど多様な施策が必要となります。

加えて、地球環境問題で特徴的に見られるように、地球規模という空間的広がり、将来の世代にもわたる影響という時間的広がりを持つという点にあります。

環境問題はこれまで公害対策、自然保護対策、あるいは快適環境(アメニティ)対策といった個別の枠組みでとらえられてきました。しかし、地球環境問題が顕在化するなか、各種要因が人の健康、生活環境、自然環境といった分野別ではなく、総合的にとらえる必要が生じてきました。

つまり、今日の環境問題の多くは、都市・生活型公害や地球温暖化問題に見られるように、通常の事業活動や日常生活一般による環境への負荷の増大に起因しているのです。これは産業公害のように特定の原因者がいるのではなく、物質的な豊かさをもたらす大量に物を生産・消費・廃棄し、エネルギーを多量に消費する現代文明のあり方そのものに原因があることを意味しています。

今日の環境問題を解決し、社会を持続可能なものに変えていくには、私たちの経済社会システムのあり方や生活様式そのものを根本から見直していくことが必要であり、そのためには、社会のあらゆる人々がそれぞれの役割を公平に分担し、自主的で積極的な環境保全に関する行動に参加することが必要となっています。

そのためにも互いに環境に対する最新の情報を共有し、ともに考え行動する必要があるのです。

このような、時代の潮流のなかで、従前の地域環境管理計画等では、環境保全のうち、いわゆる公害対策や自然保護といった分野ごとに問題対処的な対策が中心で環境部局内の計画にとどまり、環境への負荷が全体として地球環境や地域環境にどういった影響を与えているのか、そのうえでどのような手法をもてば「目指す環境像」を達成できるかという、背後にある社会経済活動に対する考察が不足するくらいがありました。

敷えんすれば、前述のように、今日の環境問題の原因には、日常生活一般や通常の事業活動に起因する環境への負荷があり、また、大量生産・消費・廃棄型の社会構造が背後に横たわっています。したがって地域の環境基本計画も新たな視点から、地域の経済社会のあり方に踏み込んだ多様な主体による多様な施策の推進を盛り込んだ多方面にわたる考慮が必要であり、市民や事業者といった各主体と行政との協働のもと施策の推進を行うことが時代の要請となっているのです。

このような認識に立ち、環境基本計画の策定は、循環型社会の構築を目指して社会経済活動の変革を視野において進めていく必要があり、積極的に地域社会を描く環境計画でなければなりません。

そこで、21世紀にふさわしい環境問題に対する取組として、市民・事業者・行政（市）が一体となり、総合的かつ長期的な環境指針を確立し、環境への負荷をできるだけ少なくする社会の仕組みを考え、この恵み豊かな環境を次の世代へ引き継ぐ行動に結びつけることが急務なのです。

このため、市民・事業者・行政がそれぞれになう役割を自覚し、協働しながら、環境に配慮した施策の推進と具体的な行動をしていくための指針として、さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題への対応について、ローカルアジェンダ21を踏まえながら日進市環境基本計画を策定します。

2 計画の策定方針

日進市の特性を考慮したうえで、市民・事業者の意見をできる限り取り入れ、反映させながら、めざすべき環境像や環境目標を明確にし、その実現に向けて施策を体系化し、進行管理・環境マネジメントを構築します。あらゆる方法を用いて、市民・事業者の意見を採り入れ市民が市民に対して説明できる基本計画とし、それぞれが取り組むべき行動を明らかにします。

3 計画の位置づけ

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の施策を横断的にとらえ、環境面から効果的に推進する指針となるものとします。

第4次日進市総合計画における、日進市がめざす将来都市像「ひと・みどり・ふれあいがつくる高環境生活都市」に基づき、人と環境との適切な関わりを軸に、市の将来像について、長期的、総合的な施策と行動の指針を横断的にとらえ、環境面での総合計画として位置づけるものとします。また、環境という切り口により望ましい地域社会の構築をハード・ソフト・ハートのそれぞれの面から模索する『まちづくり』そのものである機能・役割をもっていることとします。さらには、地域の持続的な発展を図る国土利用計画や都市計画及び各種関連計画と整合を図るものとします。

4 計画の期間（計画の目標年次）

(1) 短期目標（5年） 2004年～2008年（平成16年～平成20年）

2008年以降は、5年ごとに短期目標を定めます。

(2) 長期目標（20年） 2004年～2023年（平成16年～平成35年）

長期目標については、社会経済情勢の変化に伴う環境問題の変化に応じて、内容の充実や計画の見直しを行います。

5 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、日進市全域（34.90 km²）とします。

計画の対象とする「環境」の範囲については、市民の環境に対する要求が多様化していることから総合的な視点に立って設定します。

なお、人にとっての「環境」とは、人を取り巻く生活空間そのものであり、生活空間とは、人の暮らす『まち』そのものであること。すなわち環境は、まちづくりの基本的かつ重要な要素と考えています。

領域区分として、生活環境・自然環境・広域(地球)環境・快適(都市)環境・環境地域コミュニティーなどが代表的です。

6 計画策定の原則

- (1) 市の全庁的な取組を行うこと。
- (2) 可能な限り市民、事業者の参加を得て、そこでの合意形成された意見が確実に計画に反映されること。(行政計画に市民の意思決定が反映される市民参加であること。)
- (3) 専門的な立場から計画に対して評価・修正がなされること。

7 計画策定の基本姿勢

- (1) 市民が健康で文化的な生活を確保するための基盤となる環境を保全し創造するとともに、健全な生態系が維持回復されつつ、自然と人間との共生が確保された地域社会のため、市域の環境の特性を把握し、推進するための基礎調査等を実施し、計画策定の環境条件を整理することにより施策を展開します。
- (2) 都市・生活型の環境問題の中で、市民・事業者の環境配慮が本市の環境や地球環境へ与える影響を確認する必要があり、水やエネルギー、その他の資源の節約やリサイクルを促進し、循環型の環境づくりを目指します。市は、自ら事業者・消費者として環境保全に向けた取組を率先実行します。

- (3) 市域の環境の理解はもとより、地球環境への認識を深めるような環境学習・教育の推進をはじめ、市民・事業者・市の連携を強化しながら環境への負荷の少ない地域社会を形成し、将来の世代に引き継いでいくことを目指します。
- (4) 市民参加による計画の総合的推進と全般的な進捗状況の管理により計画を見直していけるようにすること。そのため、数値目標の達成状況や環境改善効果を共通認識できるような視覚的に把握できる定量的環境指標を設定し進行管理を図ること。これにより常に市民・事業者・市の環境への取り組み度合いの達成状況を相互にモニタリングでき、達成感を実感できるのものを目指します。
- (5) 環境から見た地域づくりのあり方をシステム化するため、持続可能な社会(地域)の具体像を明らかにし、そこに至る道筋を提示しうる計画とすること。その過程で土地利用政策と環境政策の一本化を検討すること。また、自然環境と生産・生活を一体的にとらえた取り組みや地域内資源の活用と地域内循環の尊重を謳い、戦略的環境アセスメントの導入や環境情報の共有化を目指します。

8 計画の策定体制 (別紙、環境基本計画策定のための組織体制と役割参照)

- (1) にっしん環境市民会議 (市民による計画策定委員会)
- (2) 環境基本計画協議会
(計画策定後は(1)と(2)により(仮称)環境保全・創出監査審議会)
- (3) 庁内推進組織 (全庁的取組み)
環境まちづくり推進会議 (市長が座長、政策推進会議メンバー)
環境まちづくり調整会議 (部課長会メンバー)
環境まちづくり研究会 (補佐、係長クラス = 職員ワークショップ)
- (4) 事務局
産業環境部 水と緑の課・環境課 (主たる庶務は水と緑の課)
- (5) コンサルタント (プロポーザル方式による随意契約)

9 策定期間と進め方

(1) 期間...平成 1 3 年から平成 1 5 年

(2) 進め方

時系列

平成 1 3 年度	策定体制の整備 基本的事項の検討 現況把握と環境特性・課題等の抽出 環境市民会議を中心とした策定作業 環境まちづくり推進会議等による全庁的取組 環境学習の促進
平成 1 4 年度	理念、環境像、環境目標、基本的施策、環境配慮指針、 推進体制、進行管理 計画素案の検討 自主的な環境活動の促進 環境学習の促進
平成 1 5 年度	計画素案の公表・意見聴取 最終案の検討 環境基本計画の策定と公表 推進体制の構築 進行管理とチェック体制の確立 環境基本条例案等の検討・上程

市民参加・職員参加手法

(A)ワークショップ方式の採用

ワークショップとはもともと作業場を表す言葉ですが、現在では協働で何かを創り出す作業そのものをさし示します。参加者が自らの知識や体験を持

って積極的に関わるスタイルで「お客さん」的受け身の参加者は存在しません。自分が発言し、他の意見を聞き、考えることによって自らの「気づき」が深められ、ともに集う人々も同様に「気づき」を深める。そこに集う人々全員が先生であり、生徒となります。ファシリテーター（進行役）も同様であり、そこには唯一の正しい答えは用意されていません。

ワークショップは、市民の関心を喚起するためや単にアイデアを集約するためのイベントと理解してはなりません。ある事柄についての考えやアイデアを出し合い、意思決定をする集まりをいい、会議の形態としてとらえなければなりません。通常の会議と違うところは、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されていること、グループの創造行為と合意形成に焦点を置いていること、そして形式張っていないことです。つまり、あらかじめ決まった結論に導くための仕掛けを考えるのではなく、参加者自らが知恵を絞り、「ある事柄に参加者全員で判断を下す」ための合理的な進め方を考えることです。

(B)ファシリテーターの重要性

通常の会議形態は、地位の高いものから順に座り、中心に座長がいます。話し合いを進行するのも、最終的に承認を与えるのも座長の役割です。しかし現代の環境を考える場合、生活者そのものが「加害者であり被害者である」事実と「まちづくり」のシステムを考える計画そのものであることから、市民という立場に上下関係はなく「まちづくり」はみんなの共有財産でなければなりません。

このような市民参加のまちづくりをすすめる場合、その実施プログラムを考え、市民と市民、あるいは市民と行政・専門家の間に立って、双方向の質の高いコミュニケーションが図れるように手助けをする人が必要であり、その役割を努めるのが『ファシリテーター』と呼ばれています。

ファシリテーターとは中立的な立場からワークショップの進行役を務める

人です。声の大きな人や偏った立場からだけの話し合いに注意するのも、建設的に無駄なく話し合いが進むように工夫するのもファシリテーターの役割です。物事の中身を考えるのは、会議に参加している全員の役割です。

ファシリテーターは出された意見の善し悪しを判断しません。また、いわゆる「まとめ役」でもありません。ファシリテーターは、参加者みんなが協働して物事を判断し、決定を下していくための手助けをする役割を担うのです。そのためには、問題の構造を解きほぐし、それぞれの課題の解決策や、合意を見出していくための検討の進め方について責任を持って考える立場にあります。

その他、ワークショップをすすめるにあたって必要とされる配役は、プロデューサー（プロセス・デザイナー）、プログラマー（プログラム・デザイナー）、アナリスト（ワークショップ結果分析者）そして、ファシリテーター（ワークショップ進行役）、参加者（市民・職員）、事務局（水と緑の課）があげられます。このうち、～の役は専門的技術力を必要とします。

(C)市民参加の形態

ワークショップ方式の他にどんな市民参加形態があるのか、先進他市の実例を挙げることにより確認します。市民参加の形態には、大別すると以下のようなものがあります。

(1)形式的参加

(2)諮問的参加

(3)部分的参加

(4)実質的参加

(ア)役割分担型

(イ)ワークショップ型

(ウ)市民自主運営型

(1)形式的参加

計画素案や中間とりまとめの作成に市民が全く関わっていない形態。すなわち事務局やコンサルタント、環境審議会などごく限られた関係者の間で独占される最も参加度の低い場合をいいます。(形式上参加を謳っているのみで基本計画の策定では参加の名に値しない。)アンケートをもってして市民参加があったという場合も含まれます。

(2)諮問的参加

前もってたたき台が事務局やコンサルタントにより用意され、これを基に環境市民会議等(以下「市民会議等」という。)が検討する形態です。この場合、策定主体となり得るはずもなく、(1)の審議会的なものにとどまります。(新潟県上越市、福井県武生市、北海道 伊達市 = 実行計画はワークショップ)など。

(3)部分的参加

(2)の諮問的参加と(4)の実質的参加との間の過渡的な形態として、基本計画の一部の作成を市民会議等に委ねる形態です。

理念部分(めざすべき環境像や基本目標、各主体別の環境配慮指針)の検討を市民会議等に任せ、残りの施策体系を事務局や庁内ワーキング・グループ、コンサルタントがたたき台をつくり市民会議等に検討させる手法です。

(茨城県つくば市、長野県飯田市、瀬戸市 = 「素案検討グループと庁内ワーキング・グループのパート・パートの協働作業」とよんでいる。)など。

(4)実質的参加

環境市民会議等がたたき台なしに、全くのゼロから素案の作成にあたる場合。

(ア)役割分担型

環境市民会議等が原則、市民の自主運営のもとで基本計画や基本条例に対する提案書を作成する形態です。

これをもとに庁内策定組織(事務局、庁内ワーキング・グループ、環境政策推進会議等)が計画素案(案)、条例素案(案)を作成していくものです。

市民は、課題を設定する役割で、それを反映した素案をつくるのは行政というように両者の役割は明確に分かれています。

市民が設定した課題を計画や条例に翻訳する作業は専門家である行政職員に任せた方が効率的であるという考え方です。反面、行政が市民提案を正しく翻訳したかどうか市民会議等に対して責任を負うこととなります。「反映した」「反映しない」のやりとりがうまく進めば、次第に市民と行政との信頼関係とパートナーシップが構築されます。(川崎市)

川崎市の考えを一步進め、市民会議が計画や条例を完全につくりあげるまでフォローアップする保証を制度的化している手法(伊達市)や分担されていても、行政職員は常に市民会議等に出席して市民と同じ目線でものを観る努力をしている手法(市川市、鈴鹿市)などもここに区分されます。

(イ)ワークショップ型

実質的な市民参加であり、ゼロから基本計画や条例をつくる形態です。なお、ワークショップには、イベント型ワークショップと継続型ワークショップがあります。

(a)継続型環境市民会議等(全員公募・一部公募)

(埼玉県志木市、大阪府池田市、箕面市、京都府長岡京市、春日井市)など。

(b)継続型環境市民会議等+イベント型ワークショップ

市民誰でもが参加できるイベント型ワークショップを数回開催し、市民意見を集約して審議・検討の資料とする形態です。(神奈川県逗子市)

(c)(b)+市民が独自に組織する検討委員会もワークショップでゼロから作成する形態。(神奈川県鎌倉市)

(ウ)市民自主運営型

ワークショップ型では、毎回の課題提示やワークショップの進行、会議結果のとりまとめや最終的な計画書の作成は、事務局とコンサルタントが行います。役割分担型でも、市民会議等は「市民提案」をとりまとめ、課題の設定を行い

ますが、市民提示案を計画や条例に翻訳するのは、行政です。こうした市民と行政との役割分担を前提としている2つの型に対して、参加した市民が事務局やコンサルタントのサポートを受けつつも、全くの自主運営によりで自分たちで調査を行い資料を集める。そして、素案を書くところまで、やり抜く方法が自主運営型です。このやり方は、市民参加度という点からみれば恐らく究極のかたちでしょう。(東京都日野市、三鷹市、埼玉県志木市、大阪府豊中市)

ただし、この方法は、市民の側に長年にわたるフィールドワークに裏付けられた専門家顔負けの知識の蓄積が要求されます。

日進市の場合、自然観察会(発足当時は、植物同好会)に長年の歴史がみられます。ただ、確かに植物については非常に強いのですが、他の生態系については、必ずしも体系立てているとは言い難く、リサイクル関係の団体や他のNPO団体についても、自分たちで調査を行い、素案をやり抜くまでには至っていないと推測できます。

また、長年にわたるコミュニティ行政の欠落から、地域での合意形成システムも構築されておらず、具現化された支援体制もなく、人材発掘もされてきませんでした。

したがって、「日進市環境基本計画策定事業」における市民参加手法は、限りなく(ウ)の市民自主運営型をめざした(イ)のワークショップ型を採用し、可能な限り広範な市民からの意見と参加を促す工夫を模索する形態とします。

市民参加で注意すべき点

ゼロから市民主体でワークショップ方式を用い、計画案を積み上げていくやり方は最先端の市民参加であるように思われます。しかし、市民会議等は、7万人に迫ろうとしている日進市において、数十人で市民全体を代表しているか、という問題があります。また、関心の強い少数の市民が熱心に参加する反面、大多数の市民は無関心状態にあるという新たな弊害が発生します。このことは、継続型

ワークショップに限らず役割分担型や自主運営型が等しく直面する問題です。

解決する一つの方法としては、継続型ワークショップとイベント型ワークショップの組み合わせをすることであると思われます。イベント型ワークショップを数回開催することにより、定期的には参加できない市民の意見を集約します。さらに環境に対する関心が低い層のボトムアップをねらったの啓発型イベント（有名人の講演会、映画会、小学生の総合学習の発表会、環境団体の事例発表会など）の組み合わせも必要となります。

また、策定段階からの市民会議等の傍聴を認め、傍聴者もワークショップに参加できるような柔軟性が必要です。加えて、市民会議等から市民に対する情報発信を行うこと、中間とりまとめの公表と市民意見の募集、高校・大学生の校内インタビューなど積極的により多くの意見集約を図る必要があります。

ワークショップによる計画づくりで注意すべき点

ワークショップはゼロの状態から意見や提案を出し合い、その結果をとりまとめて、順次ステップを踏みながら自然な流れの中で計画ができあがっていくという意味で非常に優れた手法です。

しかし、ワークショップをマネジメントするのはコンサルタントであり、事務局です。したがってワークショップを熟知している必要があります。また、結果を文章化するのもコンサルタントなり事務局が担います。したがって、事務局やコンサルタントの敷いたレールの上を参加した市民が走っているという印象を払拭できません。また、毎回のワークショップが市民の自主運営でない場合、限られた時間内で毎回のテーマや意見集約を終えねばならないので、比較的常識的な意見・提案になり、内容面でやや深みや、つっこみに欠ける傾向があります。

この欠点を補う方法としては、会合終了後にFAXやメール、郵送等で追加意見を募集したり、コンサルタントや事務局で補足する必要があります。

ルールづくりの必要性

市民参加の場は、開かれた自由闊達な発言や新たな発想を最大限尊重するものですが、同時に会議は「言いつぱなし、聞きつぱなし」でなく、その実効性や日程に責任をもつことにもなります。従って、これを円滑かつ効率よく運営するため、基本的なルールづくりが必要となります。

大前提として、にっしん環境市民会議（以下「市民会議」という。）の計画策定委員は、分科会のいずれかに必ず参加するものとし、複数に参加することもできるとします。また、協議会のメンバーについても分科会への参加を妨げず、複数に参加することができるとします。なお、庁内推進組織に属する職員にあっても同様に妨げないものとします。

分科会の参加にあたっては、それぞれの視点・関心を基に、公平性と普遍性を考慮し、課題を提起し、計画策定に寄与します。課題提起にあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないよう配慮します。

参加者は、検討に必要な情報を得、発言できます。参加者は、自身も会議の主体者として公平・公正を重視し、会の進行に協力します。会議は、その時の出席者をもって成立するものとします。

次に、会議を進める場合に守るべき原則といくつかのルールが必要となります。

(A)時間の厳守（時間は全員の共有であり、これを大切にします。）

会の開始、終了、それぞれの発言時間、持ち時間を厳守します。

事情により会に遅刻、欠席する場合はその都度、必ず事務局に連絡します。

(B)自由な発言（自由な発言を最大限に尊重する。）

参加者の見解は、全て1単位として扱います。

（所属団体の公的見解であっても同じとします。）

(C)徹底した議論（徹底した議論から相互信頼の土壌をつくる。）

議論は冷静にフェアプレイの精神で行います。

議論をすすめる場合は、実証的かつ客観的なデータを尊重します。

(D)合意の形成（合意に基づく実効性のある計画づくりをめざす。）

問題の所在を明確にしたうえで合意形成をめざし、いったん合意した内容はそれぞれが尊重します。

事例を取り上げる場合は、客観的な立場で取扱います。

リーディング・プロジェクトなどプログラムづくりにあつては、長期的取り組みと短期的に取り組むものを区分し、実現可能な提言をめざします。

加えて、発言の公平性（順序）を保つため、進行役（コンサルタントのファシリテーターから市民ファシリテーターとなった場合も含む。）は、発言が偏らないよう順序を含め、公平な運営に配慮します。

意見集約方法の原則として、少数意見を最大限尊重します。決定は全員合意を原則としますが、必要な時は両論併記とします。ただし、迅速な決定等を要する場合は、出席者の3分の2以上の賛成でその結論とします。

最後に、会議の公開についてですが、原則公開とします。会場の許す範囲で傍聴も自由とします。傍聴者（在住・在勤・在学で市民会議のメンバーでない人及び在住・在勤・在学以外の人）が意見ある場合は、進行役の許可を得て書面等で行うことができることとします。

そして、限りなく市民自主運営型をめざすために、市民会議と市とは、協働の精神に基づいて、互いに次の3つの原則を遵守します。

対等な立場に立って議論や意見交換を行うこと。

それぞれの自主性を尊重すること。

進捗状況について相互に連絡を密にし、互いに協力すること。

また、限りなく市民自主運営型を目指すため、市民会議と市とは市民会議の活動と市民プラン作成に関連して、それぞれ以下に示すような、役割と責務を持

つことを確認し合います。

(A) 市民会議の役割と責務

市民会議は自立的な組織として市民プランを作成します。

市民プランの検討・作成・実現に向けて、自ら進んで積極的に参加し、行動します。また、市民プランを作成するために、検討内容に関する情報の収集、市民プランの起草などのさまざまな取り組みを行います。

市民会議は市民の意見や要望を幅広く集めて市民プランを作成します。

幅広い市民の要望をできる限り多く収集するために、各種フォーラム、ワークショップ、フィールド・ワーク、アンケート、学習会、地域情報交換会などを開催し、極力公正で実現性のある市民プランを作成します。

市民会議は市民相互の意見調整に努めます。

多様な意見を集約して市民プランに反映するために、既存の団体との情報や意見の交換、相互調整などを行います。

市民会議は情報を公開します。

市民プラン作成の経過・内容・成果などについて、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をするよう努めます。

市民会議はプライバシーを守ります。

市民プランを作成する過程で知り得た情報のうち、プライバシーに関するものなどについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護に努めます。

市民会議は計画素案への意見表明を積極的に行います。

市民会議が作成する計画素案等に対して、市がどの程度尊重したか、その反映の度合いなどについて報告を受け、検討する機会を積極的に設定し、速やかに意見表明を行います。

市民会議は平成15年(2003年)10月末を最終期限に市民プラン及び条例等を作成し、市への提言を行います。

(B) 市の役割と責務

市は市民会議に対して情報を提供します。

市民プランの検討に必要な情報を収集、提供、公開します。

市は市民会議と市の各セクションとの間の連絡及び意見調整を行います。具体的な検討に関して、市民会議と市の各セクションとの連絡及び意見調整を必要に応じて行い、その結果を報告します。

市は市民会議の活動に必要な場所を提供します。(分科会となる14年度以降)
市民会議が自立的な活動を行うための場所を提供します。

市は、協議会委員などの専門家の派遣や調査活動などについて支援します。市民プランの作成に関する専門的立場からの知識や最新情報の提供、各種調査活動の支援、相談、人材の斡旋・派遣についての協力を得て、市民会議を支援します。

市は市民相互の意見調整を行うための支援を行います。
市民会議による市民相互の意見調整について、その情報交換や意見調整を行う際の支援を行います。

市は市民会議が作成する市民プランを最大限、計画に反映します。
市は市民会議が作成する市民プランについて、その提言内容を最大限尊重し反映された素案提言を保証します。

市は市民会議に計画素案を提示し意見を求め、内容を調整します。
市民プランに盛り込まれた提言内容が基本理念・基本計画の素案に反映されているかどうか、反映できないとすればその理由について、市は市民会議に対して提示し説明します。また、素案に対する市民会議からの再提案を受け、相互に意見調整を行って最大限反映するよう努めます。

市は市民会議との連絡調整を怠ることなく密にします。
市民プラン作成において、相互の連絡調整を円滑に行うため、全体の運営に関して調整を必要とする事項については、随時、協議します。

市は市民プランの着実な実現を図る義務を負います。

市は、市民会議が作成した市民プランの着実な実現を図るため、作成後の検証・評価について責任を持ち、市民に報告する義務を負うものとします。

(C) その他

限りなく市民自主運営型を目指すため、市民会議と市との間の関係や役割分担、相互協力の内容やその有効期限などについて、互いに合意をもって発効するパートナーシップ協定などを締結する必要があるものと思われれます。

10 環境基本計画策定の意義

(1) 地域の活性化に資する

産業や経済、情報等がグローバル化することにより、地域としての個性が損なわれてきた現在、地域の個性を見直し、それを基盤として様々な情報や産業を発信し、地域の自立と持続的な発展が図れるようにしていくことが求められます。

今後、地方分権、市町村合併、情報化社会が進展する中であって、ますます地域の個性が重要な役割を果たすこととなります。地域の個性とは、単に自然的・社会的・歴史的な特性だけでなく、それらをふまえた市民の活動や創意工夫などにより、文化として醸成されていくものです。そのため、こうした地域の自然的・社会的・歴史的な特性に関する市民共有の財産目録を早急に整備する必要があります。その目録に基づいて、地域がおかれている現状と市民共通の課題を明らかにし、課題解決に向けた市民の論議と自主的で積極的な行動を高めていくことが求められています。

こうした地域に発生している多くの課題解決に向けた市民の活動や合意形成が地域の活性化（自立と持続的な発展）に資することとなります。

環境基本計画は、種々の事象と密接に関係し、それらを左右する環境を中心に地域の課題を明らかにするとともに、今後地域として目指すべき方向を示し、その実現のための総合的・計画的な取り組みのあり方を構築していくものです。

さらに環境問題は、市民の生命や健康をはじめ、快適な暮らしに直結しているだけでなく、産業とも深く関わっており、市民共通の課題として、重要な役割を果たすこととなります。以上のような視点から、環境基本計画の策定を通して、地域の活性化に資することが大いに期待されます。

(2) 地域における合意形成のしくみづくりに資する

市民等の価値観が多様化した今日、従来のように各種計画の実施に際して、特定の視点からだけでは市民等との合意形成は、もはや不可能に近いといえます。そのため環境をキーワードとして、種々の視点からの利害調整を具体的に図っていく「しくみ」づくりが必要になっています。

特に、まちづくりや地域整備等の総合的な計画の推進や実施において、今日的な市民参画が求められているほか、市民としても機会があれば積極的に参画していきたいとのニーズも増大してきているのです。反面、技術的・専門的な内容だけでは、幅広い参画や協力が得られにくいのも現実であるため、身近な問題としてとらえられるよう『環境』や『生活』の視点から整理し、できるところから幅広い参画が行えるようにしていくことが求められているのです。

こうした地域における合意形成のしくみづくりの礎として、市民による市民のための環境基本計画の策定を行い、地域環境に対する共通認識や理解を高めていくとともに、協働により地域環境をマネジメントしていくシステムを構築します。

(3) 行財政の効率化に資する

環境基本計画は「自治体の総合計画の環境版」ともいわれ、市の総合計画を環境面から補完し、長期的・総合的・計画的に、より良好な地域環境の形成を図っていくことを目指しています。そのため、総合計画が掲げる諸施策や事業について「環境の保全と創造・創出」をキーワードに、重複する環境保全対策の調整やその事業が環境に負荷をどれくらい与え、それが市民生活にどれくらいの影響を

与えるかを明らかとし、各部課の役割分担等を明確にしていくという使命があります。

そして、各事業の構想・計画段階からの環境負荷の低減や環境保全に対する環境配慮を明確にし、確実にそのフィルターを通すこと。そして、環境保全対策に対する後年度負担を減らすような視点と進行管理を義務づけ、市民が目標への達成状況をモニタリングできるよう視覚的に把握できる環境指標を作成すること。さらには「環境の保全と創造・創出」に関する市（及び事業者）の役割についての理解の向上により、ムリ・ムダがなくなり、全体として行財政の効率化に資することとなるのです。

11 環境基本条例（仮称）に盛り込むべき事項

以下のような事項が考えられます。

理念を象徴する前文

条例の目的

環境の保全と創出に関する基本理念

環境、その他の言葉の定義

市・市民・市民団体・事業者・滞在者・通過者等各主体の責務

環境の保全と創出に関する施策の基本方針

環境現況の報告義務

環境基本計画の位置付けと整合性

施策の策定、事業の推進等にあたっての環境配慮の必要性

物質の循環かつ有効的な利用等の促進

環境の保全機能の育成確保

森林の育成整備と環境保全型農業の推進

生態系を配慮した自然環境の保全と創出

歴史及び文化環境の特性を生かした魅力ある都市空間の形成

環境影響評価の推進

環境の保全と創出に関する教育、学習の総合的・体系的推進

環境に関する情報提供

民間活動の支援

調査研究

施設整備

財政措置

地球環境保全

国際的取り組みの推進

施策の総合調整、計画進行管理及び体制

進行管理における数値目標と環境指標

市民参画の制度的保証

環境保全・創出監査委員会の設置

環境基本条例は、可能な限り口語体とし、条例名も含めて市民会議により提言するものとします。この条例の理念をもとに、各種関連条例を制定していくものとします。